

第3章 防災体制

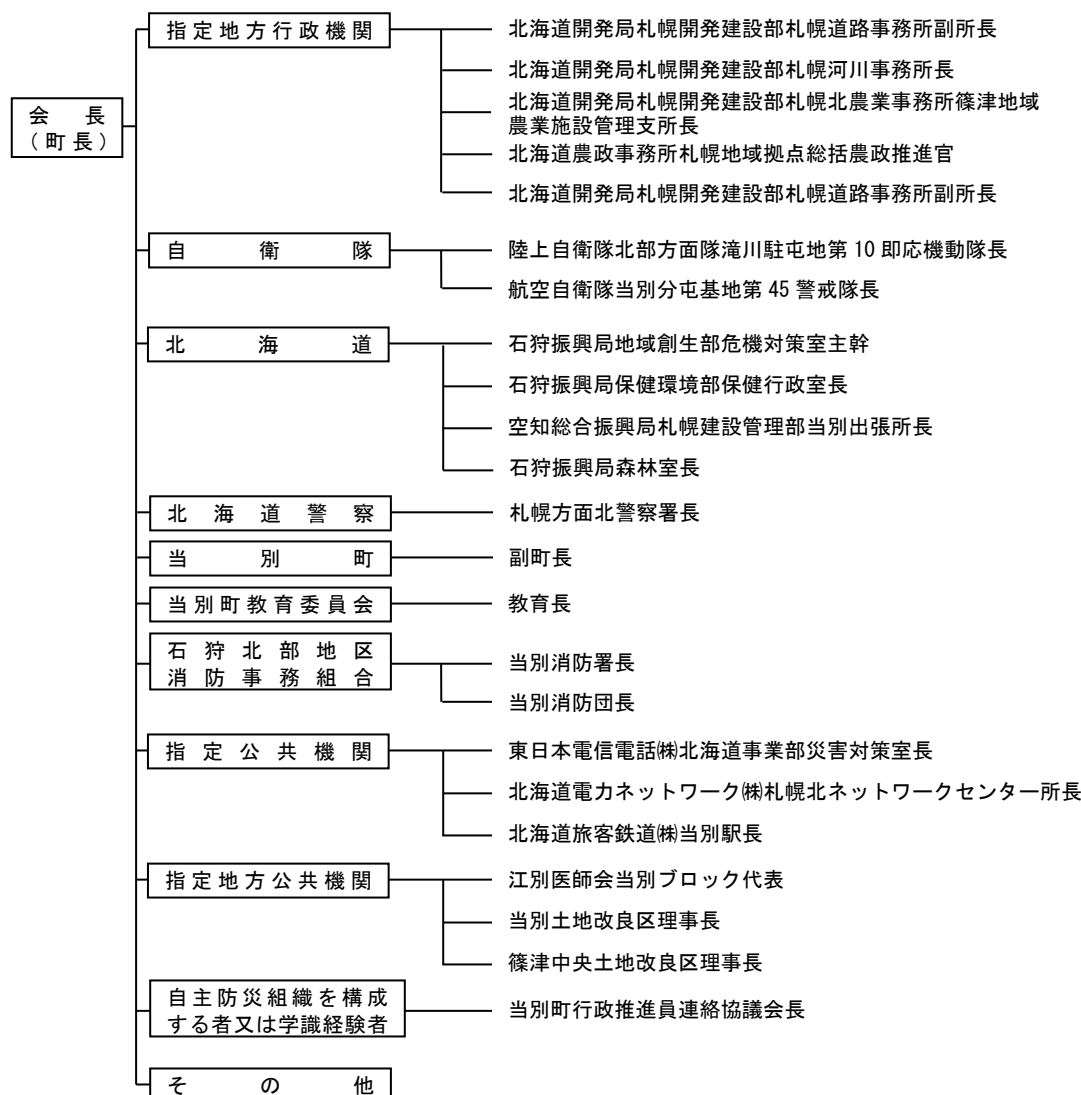
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の収集伝達、並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 当別町防災会議

1 防災会議の所掌事務

当別町防災会議は当別町長を会長とし、当別町防災会議条例（昭和37年当別町条例第15号）第3条に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することである。

2 防災会議の組織



3 防災会議の運営

当別町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 当別町災害警戒本部

1 緊急幹部会議

町長は、災害及び事故による被害等の発生が予想され、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

(1) 緊急幹部職員

総務部長、企画部長、企画部参与、住民環境部長、福祉部長、経済部長、経済部参与、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者

2 災害警戒本部

町長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準等

気象予警報の発表等により、災害に対する警戒を強化する必要があると判断される場合で、災害対策本部移行までの間、設置する。

(2) 組織等

ア 組織

警戒本部の組織は、第3章第3節「当別町災害対策本部」に準ずる。

イ 所管等

警戒本部の各班の所管事務は、第3章第3節「当別町災害対策本部」の所管事務に準ずる。庶務は、総務部危機対策課において処理する。

ウ 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、警戒本部を廃止する。

また、町長は基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、警戒本部を廃止する。

第3節 当別町災害対策本部

町長は、本町区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、基本法及び当別町災害対策本部条例（昭和37年当別町条例第16号）に基づき当別町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び応急対策を実施するものとする。

1 対策本部の組織

対策本部には、本部員会議、部及び班を置き、その構成は資料2のとおりとする。

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 各部に部長（本部員）を置く。
- (3) 各班に班長を置く。
- (4) 各部に本部連絡員を置き、各部長の指名する職員をもって充てる。
- (5) 本部長に事故があるときは、その業務を副町長、教育長、総務部長の順に代理する。

2 対策本部の設置基準等

(1) 対策本部の設置基準

対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

ア 大規模な災害・事故が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 災害・事故が発生し、その規模及び範囲から特にその対策を必要とするとき。

ウ 本町に影響のある気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その対策を必要とするとき。

(2) 対策本部の設置

ア 対策本部は、原則として本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合は、本部長判断により次の代替施設に設置する。

① 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

② 当別町総合体育館

イ 対策本部を設置したときは、直ちに全職員に伝達するとともに、防災関係機関及び町民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

(3) 対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。対策本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

(4) 対策本部の標識等（資料3）

ア 対策本部を設置したときは、対策本部設置場所に「標識」を掲示するものとする。

イ 本部長、副本部長、部長、各班長及び班員は、災害対策活動に従事するとき、腕章を帯用するものとする。

ウ 災害対策活動に使用する本部の自動車には、「標旗」を付けるものとする。

3 対策本部の運営

(1) 本部員会議

ア 本部員会議の開催

(ア) 本部員会議は、本部の職務遂行上の重要事項を協議するため本部長が必要と認めた場合に開催するものとする。

(イ) 本部員会議は、本部長が招集し、議長は本部長とする。

(ウ) 本部員は、それぞれの所掌事務について、会議に必要な資料を提出するものとする。

(エ) 本部員は、必要により班長及び班員を伴って会議に出席することができるものとする。

(オ) 本部員は、会議の招集が必要と認められるときは、総務部長に対してその旨を申し出るものとする。

イ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析と、災害応急対策及び予防対策に関すること。
- (ウ) 各対策部間の調整に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請の要否に関すること。
- (オ) 他の市町村に対する応援要請に関すること。
- (カ) 救助法適用申請の要否に関すること。
- (キ) 被害状況視察隊編成要否に関すること。
- (ク) 被災者に対する見舞い金品給付の決定に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関すること。

ウ 会議決定事項の周知

本部員会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員は、班長及び班員に周知する必要があると認められた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部連絡員

- ア 各部長は、速やかに本部連絡員を指名し、本部長に通知するものとする。
- イ 本部連絡員は、対策本部に常駐し、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、被害状況及び災害応急対策に関する資料の収集整理、報告、連絡調整にあたるものとする。

(3) 部及び班の所掌事務

- ア 部及び班の所掌事務は、資料4のとおりである。ただし、災害の状況等により本部長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- イ 各部長は、本部長の指示に従い、部内の事務及び業務を掌握し、班長及び班員を指揮監督するものとする。
- ウ 各部長は、本部長の指示に従い、班員等の配備計画を総務部長に提出するものとする。

(4) 対策本部の配備体制

- ア 対策本部は、被害を最小限に防止し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制を整えるものとする。ただし、対策本部が設置されない場合であっても、災害の規模及び特性に応じて非常配備体制をとるものとする。
- イ 非常配備の種別、配置内容、配置時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行うものとする。

ウ 対策本部の配備基準

種別	配備時期	配備内容	配備体制
第1非常配備	1 当別町に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他本部長が特に必要と認めるとき	情報連絡のため各部の少数の人員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	各班長等
第2非常配備	1 当別町に気象特別警報（暴風、暴風雪、大雨又は大雪）が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 2 震度5弱の地震が発生したとき 3 大規模な停電が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めるとき	関係各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	各班長及び必要班員
第3非常配備	1 広域にわたる災害で甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき 2 震度5強以上の地震が発生したとき	対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じて上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。本町を担当する官署（府県予報区担当官署及び分担気象官署）は、次のとおりである。

予報区名称	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

(2) 府県天気予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域

ア 一次細分区域

気象特性、災害特性及び地理的特性により分割した区域

イ 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

ウ 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

本町は、以下に属する。

予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域名
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	石狩地方	石狩北部	当別町

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

本町の警報・注意報発表基準の解説は、資料5のとおり。

ア 種類及び発表基準

(7) 特別警報の概要

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は、市町村単位で発表される。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表

	される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。
--	---

※地面現象の特別警戒は、大雨特別警戒に含めて、「大雨特別警戒（土砂災害）」として発表される。

(イ) 警戒の概要

種 類	概 要
大 雨 警 報	大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警戒には、大雨警戒（土砂災害）、大雨警戒（浸水害）、大雨警戒（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警戒（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼び掛けられる。

(ロ) 注意報の概要

種 類	概 要
大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
強 風 注 意 報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」の恐れについても注意を呼び掛ける。
濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
雷 注 意 報	落雷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。
乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線などへの被害が起こる恐れがあるとときに発表される。
着 雪 注 意 報	著しい着雪による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線などへの被害が起こる恐れがあるとときに発表される。
融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には浸水害、土砂災害等などによる被害が起こる恐れがあるとときに発表される。
霜 注 意 報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には春、秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が起こる恐れがあるとときに発表される。
低 温 注 意 報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物などに著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生する恐れがあるとときに発表される。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

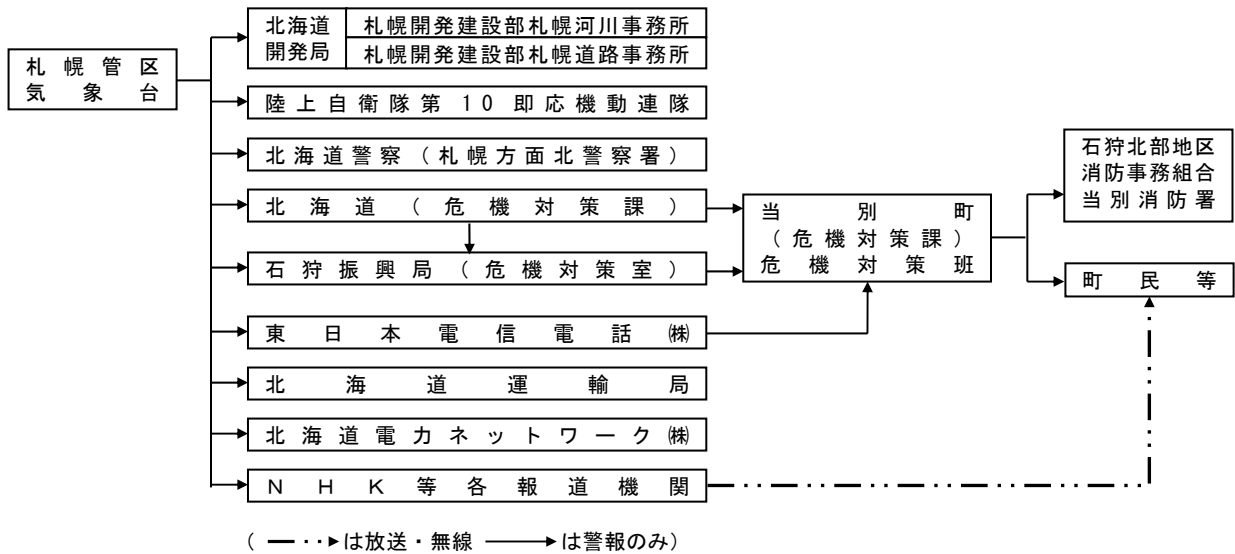
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布等) 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (危険している河川))	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布) 大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (浸水害)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布) 大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (浸水害)	高潮に関する情報 高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
5相当	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (危険している河川))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (浸水害)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
4相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (前年3月の検討会改正以前の避難指示のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (危険な水位に到達))	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：紫 (浸水害)	内水氾濫危険情報 (本都府県内河川において発生する危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (浸水害)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [*]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (危険な水位に到達))	洪水警報 危険度分布：赤 (浸水害)		大雨警戒情報(土砂災害) 危険度分布：赤 (浸水害)	高潮警戒に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (危険な水位に到達))	洪水警報 危険度分布：黄 (浸水害)		大雨警戒情報(土砂災害) 危険度分布：黄 (浸水害)	
1相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報、他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒情報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度分布」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達



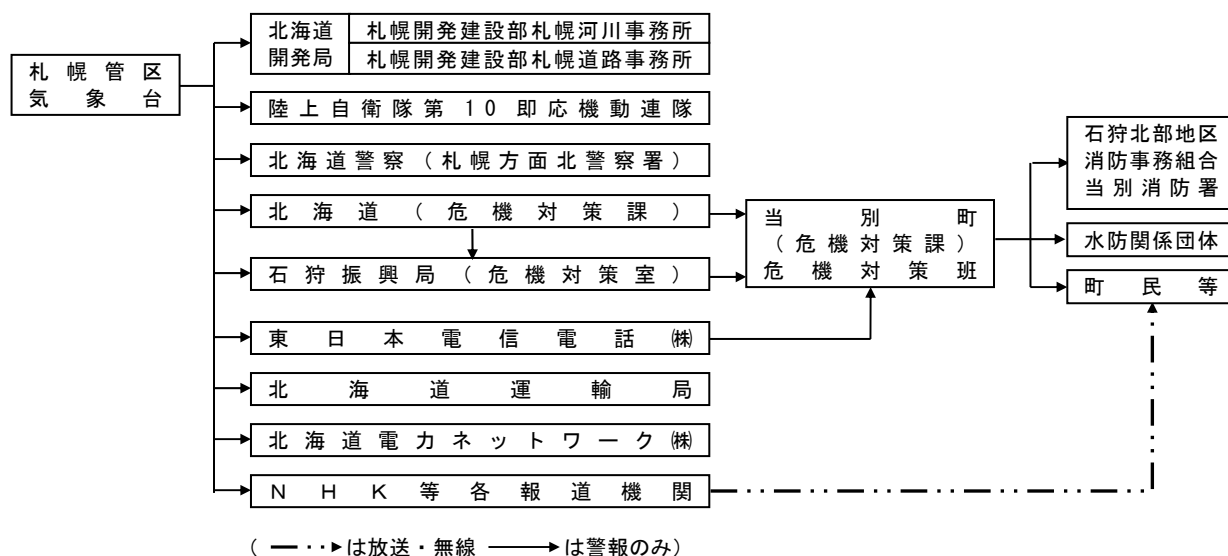
(4) 水防活動用気象警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右に掲げる警報及び注意報により代行する。

ア 種類

水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

イ 伝達方法



(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布図）

キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報の（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まり予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

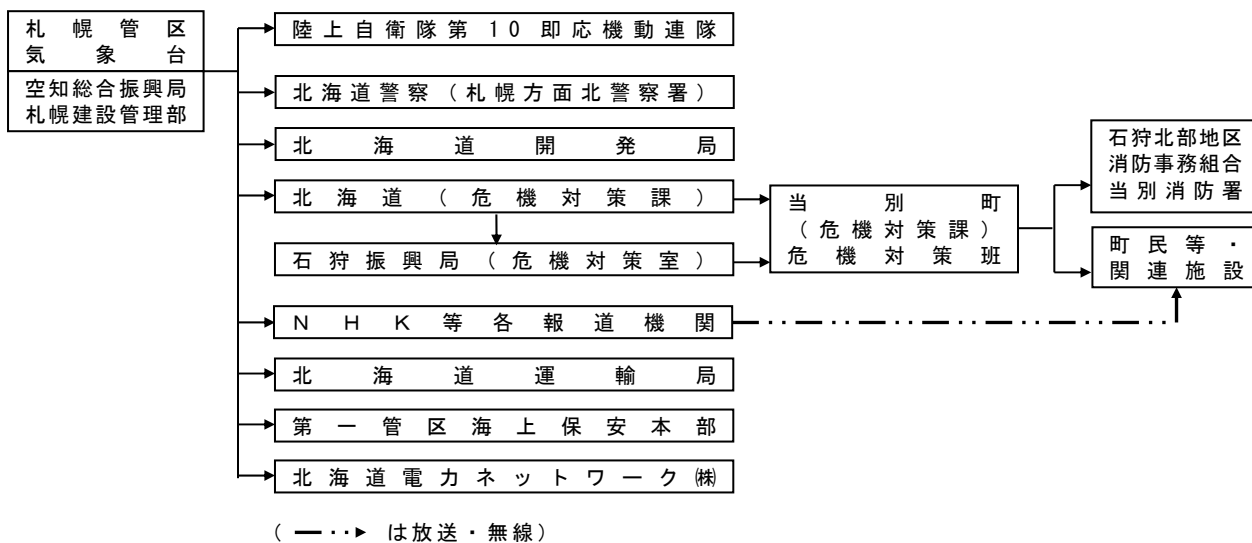
※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や町民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、石狩振興局と札幌管区気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、次の系統により行う。



(7) 指定河川洪水予報（水防法第10条、第11条）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

ア 洪水予報指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
石狩川	石狩川、当別川、篠津川、須部都川、豊平川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部

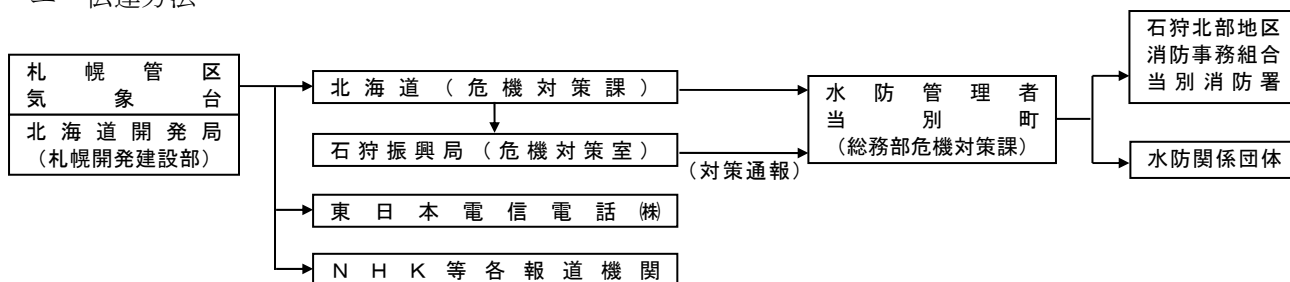
イ 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ウ 基準地点と基準水位

水系名	河川名	観測所名	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
石狩川	石狩川 (下流)	納内	58.9	59.2	60.1
		橋本町	24.6	26.5	27.0
		奈井江大橋	15.8	19.7	20.0
		月形	12.3	15.3	15.6
		石狩大橋	5.1	7.8	8.1
		篠路	2.9	4.6	4.9

エ 伝達方法



(8) 水位情報の通知（水防法第13条）

水位周知河川についての水位情報の通知は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達は、次の系統により行う。

ア 水位周知指定河川及び担当

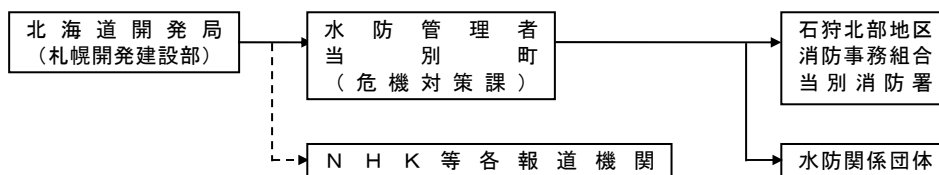
- (ア) 国土交通大臣指定河川 石狩川、当別川
- (イ) 北海道知事指定河川 当別川

イ 水位周知河川の基準地点及び避難判断水位

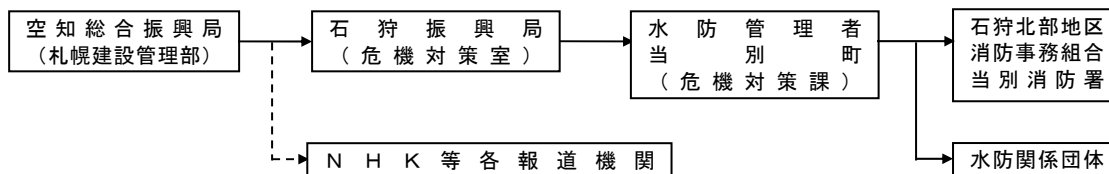
指定	水系名	河川名	観測所名	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位相当換算水位 (m)
国土交通大臣	石狩川	当別川	当別川下	6.30	7.20	7.40
北海道知事	石狩川	当別川	樺戸	13.25	13.66	14.58

ウ 伝達方法

(ア) 北海道開発局が発表する場合



(イ) 北海道が発表する場合



(9) 水防警報（水防法第16条）

水防警報指定河川についての水防警報は、北海道開発局又は北海道が発表し、伝達方法は、水位周知指定河川と同様とする。

ア 水防警報指定河川及び担当

- (ア) 国土交通大臣指定河川 石狩川幹川、当別川、篠津川、須部都川、豊平川
- (イ) 北海道知事指定河川 当別川

(10) 火災に関するもの

ア 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて町に通報される。

火災気象通報基準は、次のとおりである。

実効湿度60%以下で最少湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で1.3m/s以上が予想される場合。

ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は、第6章第5節「林野火災対策計画」により実施する。

(11) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、町民等に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の非常に危険（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認することができる。

- 土砂キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
- 浸水キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- 洪水キキクル（危険度分布） <https://www.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、札幌管区气象台に通報しなければならない。